

《北本市一般廃棄物処理施設整備等庁内委員会検討結果内容について》

今後のごみ処理施設について

新たなごみ処理施設の建設事業については、鴻巣行田北本環境資源組合で進めてきたが、令和2年3月31日をもって枠組みが解消（白紙）となった。

この状況により、新たなごみ処理施設が稼働するまでには長期間かかる恐れがある。

このことから、下記の状況である現施設の大規模修繕による「延命化」が最優先である。

また、施設の建設の検討から稼働まで一般的に9、10年かかるため、併せて、早急に広域行政としての事業の実施、民設民営での対応等、新施設整備に向けた協議・検討をするべきである。

したがって、財政面から考えると、埼玉県央広域事務組合を構成する鴻巣市、桶川市とともに、これまで共同処理してきた吉見町との枠組みが本市の財政負担が少ないものとなる。

記

1 中部環境センターについて

- (1) 市では、一部事務組合を構成し、可燃ごみ等の処理を現施設の中部環境センターで行っているが、当該施設は稼働開始後、35年以上を経過し、安定したごみ処理サービス提供のためにも新たなごみ処理施設の整備が緊急かつ重要な課題となっていた。
- (2) 計画していた施設が稼働する時点（令和6年度）で現施設は稼働後約40年となり、全国的にも稼働期間が長い施設となる見込みであった。
- (3) 新たなごみ処理施設の建設までは、現施設の大規模修繕による「延命化」の方針内容を協議する必要がある。

2 広域行政について

- (1) 新たなごみ処理施設を広域で行うことについては、単独で建設する場合より建設費が抑えられる。なお、国でも当該事業は広域化を推進している。
- (2) 鴻巣市及び桶川市とは、これまでも当該事業に取り組んでおり、消防・斎場・し尿処理についても広域行政を行っている。また、本市とごみ分別方法が同一であり、建設費を抑えるためにも協働での取組が必要である。
- (3) 北本市及び鴻巣市を含む複数の自治体での広域化も検討が必要である。

3 ごみ処理施設の建設について

建設費については、市の財政に大きな負担となることから、公設公営や公設民営のほか、民設民営の検討も考えられる。